

して拂戻金として交付する。
前項の拂戻金の額が、車券の額面金額に満たないときは、その額面金額を拂戻金の額とする。

勝者投票の的中者がない場合における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、当該競走における勝者以外の出走した選手に投票した者に對し、各車券にあん分して拂戻金として交付する。

第一項又は前項の規定により交付すべき金額の算出方法及びその交付については、命令で定める。

第九條の二 前條の規定により拂戻金を交付する場合において、その金額に一元未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

前項の端数切捨によつて生じた金額は、競輪施行者の収入とする。

第九條の三 車券を発売した後、当該競走について左の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該競走についての投票は、無効とする。

一 出走すべき選手がなくなり、又は一人のみとなつたこと。
二 競走が成立しなかつたこと。
三 競走に勝者がなかつたこと。

第一着及び第二着の選手をその順位で一組として勝者とする勝者投票法（以下連勝式勝者投票法とす。）以外の投票法において、発売した車券に表示された選手が出走しなかつたときは、その選手に対する投票は、無効とする。

連勝式勝者投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は無効とする。

一 異なる連勝式番号をつけた選手を一組とした場合に於ては、発売した車券に表示された選手のうち連勝式番号を同じくする選手すべてが出走しなかつたこと。

二 同一の連勝式番号をつけた選手を一組とした場合に於ては、発売した車券に表示された選手すべてが出走せず、又はそのうちいずれか一人のみが出走したこと。

入場者以外の者に対し発売した車券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由に因り、入場者に対し発売した車券の発売金額と合計することができなかつたときは、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、無効とする。

前四項の場合においては、当該車券を所有する者は、競輪施行者に対し、その車券と引換にその額面金額の返還を請求することができる。

第九條の四 第九條の規定による拂戻金及び前條の規定による返還金の債権は、三十日間行わな

いときは、時効によつて消滅する。

第十條第一項を次のように改める。
競輪施行者は、車券の売上金の額から第九條の規定による拂戻金の額を控除した残額を自己の収入とするものとする。

第十條第二項中「自転車競走」を「競輪」に、「自転車競走施行者は、勝者投票券の売上金額」を「競輪施行者は、命令の定めるところにより、車券の売上金の額」に改め、同條第三項から第五項までを次のように改める。

競輪施行者は、車券の売上金の額の百分の四に相当する金額を、自己の収入とすべき金額のうちから、命令の定めるところにより、国庫に納付しなければならぬ。但し、車券の売上金の額が命令の定める一定の金額に達しないときは、政府は、命令の定めるところにより、国庫に納付すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

政府は、毎会計年度、前項の規定による納付金に係る歳入予算額の三分の一に相当する金額以内の金額を、予算の定めるところにより、自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足及びこれらに関連する必要な経費に充てるものとする。

第十一條中「自転車競走」を「競輪」に、同條第二項中「競走場」を「競輪場、審判員」に、「統制するため」を「統制すると共に自転車に関する事項の振興を図るため」に改める。

第十二條中「主務大臣」を「通商産業大臣」に改める。

第十三條から第十七條までを次のように改める。

第十三條 競輪施行者及び自転車振興会は、競輪場内の秩序（場外車券売場を設置する場合における秩序を、場外車券売場における秩序を、第三條第五項但書の規定により道路を利用した競輪を行う場合に於ては、道路その他競輪の実施に関連する場所における秩序を含む。以下同じ。）を維持し、且つ、競輪の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、競輪に関する犯罪及び不正の防止その他必要な措置を講じなければならない。

第十四條 通商産業大臣は、競輪場内の秩序を維持し、競輪の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があるとき認めるときは、競輪施行者、自転車振興会、自転車振興会連合会又は競輪場若しくは場外車券売場の所有者に對し、必要な命令をすることができる。

第十五條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、競輪施行者、自転車振興会、自転車振興会連合会若しくは競輪場若しくは場外車券売場の所有者に對し、競輪の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競輪場若しくは場外車

券売場に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第十六條 通商産業大臣は、競輪施行者がこの法律若しくはこれらに基く処分を違反し、又はその施行に係る競輪につき公益に反し、若しくは公益に反する虞のある行為をしたときは、当該競輪施行者に對し、競輪の開催の停止その他必要な事項を命ずることができる。

通商産業大臣は、自転車振興会、自転車振興会連合会若しくは競輪場若しくは場外車券売場の所有者に對し、その業務の停止若しくは制限又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしようとする場合に於ては、これらの規定に掲げる者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を與え

る。

第九條の二 前條の規定により拂戻金を交付する場合において、その金額に一元未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

前項の端数切捨によつて生じた金額は、競輪施行者の収入とする。

第九條の三 車券を発売した後、当該競走について左の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該競走についての投票は、無効とする。

一 出走すべき選手がなくなり、又は一人のみとなつたこと。
二 競走が成立しなかつたこと。
三 競走に勝者がなかつたこと。

第一着及び第二着の選手をその順位で一組として勝者とする勝者投票法（以下連勝式勝者投票法とす。）以外の投票法において、発売した車券に表示された選手が出走しなかつたときは、その選手に対する投票は、無効とする。

なければならぬ。但し、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。

第十七條 通商産業大臣の諮問に依りて、競輪場の設置の許可その他競輪の運営に関する重要事項について調査審議するため、通商産業省に競輪運営審議会を置く。

競輪運営審議会は、会長一人及び委員十五人以内をもつて組織する。

会長及び委員の任期は、二年とする。但し、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長及び委員は、再任されることのできる。

会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

会長は、競輪運営審議会の会務を総理する。

会長及び委員は、非常勤とする。

前各項に定めるものの外、議事の手続その他競輪運営審議会の運営に關し必要な事項は、命令で定める。

第十八條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一條第三項の規定に違反した者

二 競輪に關して、勝者投票類似の行為をさせて財産上の利

益を圖つた者

第十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競輪に關し前條第二号の違反行為の相手方となつたもの

二 業として車券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を圖る目的をもつて不特定多数の者から車券の購入の委託を受けた者

第二十條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八條の規定に違反した者

二 第十八條第一号の違反行為の相手方となつた者

三 第八條各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競輪以外の競輪に關し第十八條第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第八條各号に掲げる者以外の者であつて第十八條第二号の違反行為の相手方となつたもの

第二十一條 第七條の二又は第八條の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により車券の購入又は譲受を禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十三條 自転車振興会若しくは自転車振興会連合会の役員若しくは職員又は競輪の選手が、その職務又は競走に關して賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。因つて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第二十四條 前條に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務又は行ふべき競走に關して請託を受けて賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同條に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

前條に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職中請託を受けてその職務又は競走に關して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第二十五條 前二條の場合において、收受した賄りは、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十六條 第二十三條又は第二十四條に規定する賄りを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第二十七條 偽計又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 競輪においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(小型自動車競走法の一部改正)

第二條 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十四條に規定する賄りを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第二十七條 偽計又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 競輪においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(小型自動車競走法の一部改正)

第二條 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十七條に次の但書を加える。

但し、勝者投票券の売上金額が省令の定める一定の金額に達しないときは、政府は、省令の定める期間内に限り、省令の定めるところにより、国庫に納付すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 自治庁長官は、必要があると認めるときは、この法律施行後六十日以内にこの法律施行の現行に自転車競走法第一條第一項の規定により受けている指定に期限又は條件を附することができる。

3 改正後の自転車競走法第一條第二項及び前項中「自治庁長官」とあるのは、自治庁設置法(昭和二十七年法律第 号)が施行されるまでの間は、「地方財政委員会」と読み替へるものとする。

4 この法律施行の際現に自転車競走法第五條の規定により登録されている自転車競走場は、改正後の自転車競走法第三條第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

5 この法律施行の際現に自転車競走場の外部に設置されている勝者投票券の発売又は勝者投票券に對しての拂戻金若しくは返還金の交付の用に供する施設であつて、この法律施行前六箇月以内に自転車競走法第二條の規定によつてした届出に係るものは、この法律施行後六箇月間は、改正後の自転車競走法第四條第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。

6 この法律施行前に生じた勝者投票券に對しての拂戻金又は返還金の債権の時効期間については、なお従前の例による。

7 この法律施行の際現に改正前の自転車競走法第十一條第二項の規定により設置されている自転車振興会連合会は、改正後の自転車競走法第十一條第二項の規定により設置されたものとみなす。

8 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項の表中計量行政審議会の項の次に次の一項を加える。

競輪運営 自転車競走場の設置の許可その他自転車競走の運営に関する重要事項を調査審議すること。

10 この法律施行の際に通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)が廃止されていないときは、同項中「通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百二号)」とあるのは「通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)」と、「第二十四條第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と読み替えるものとす。

○結城参議院議員 たいだいま議題と相なりました自転車競走法等の一部を改正する法律案につきましては、提案の理由を御説明いたします。

現行の自転車競走法は、御承知の通り昭和二十三年第二国会に、民目、民主、社会、国協の四党共同提案として提出せられ、通過成立を見たものであります。

その後、この法律による自転車競走、いわゆる競輪は、わが国民大衆の自転車に対する親しみ、並びに勝者投票券、いわゆる車券制度の簡易性等、一言にして申し上げますと、競輪の持つ大衆性からいたしまして、おそれなく本法制度当時何人も予想していなかったであろうと思われるほどの発展を遂げて今日に至つていたのであります。

すなわち現在におきましては、全国競輪場の数は約六十箇所、一箇月の入場者約百五十万人、一箇月の車券売上高は五〇億円に達する盛況を示しているものであります。

この自転車競走法の目的とすると、その第一條に規定しております通り、自転車産業の振興と地方財政の増収とにあるわけですが、右に述べましたような競輪の盛況に伴いまして、直接競走の施行による競走車並びに実用車の改良のほか、競輪の収益から自転車産業振興費として支出を見ました金額は、昭和二十四年度以降昨年度までで合計約七億二千万円に達しております。商工中金その他の金融機関を通じての自転車産業に対する貸付金、中小自転車企業の実施設備、自転車工業研究補助金、あるいは自転車輸出振興費等として、きわめて有効に使用せられておるのであります。

また、競輪施行者としての地方自治体の収益は、昭和二十六年年度まで実に八十億円に達するのであります。これらは各地方における住宅または学校の建設、保健衛生その他の公共事業に活用せられ、地方財政窮迫の緩和に貢献しておりますことは御承知の通りであります。しかしながら、競輪は、その運営に当を得ない場合におきましては、たとえば一昨年の兵庫県下の騒擾事件でも憂慮すべき結果を来すおそれのありますことも、また否定し得ないところであります。

従いまして、これらに対する対策としては、競輪施行者その他の運営関係者、選手等の監督指導に努めることはもちろん、運営方法につきましても、

車券の発売方法、開催方法等諸般の点に細心の注意を拂う必要があらざることも、多数の観衆の理解自覚にまつところもまたきわめて大きいのであります。これがためには、法規上相応の監督規定を設けることがぜひとも必要であることは申すまでもないのであります。

最近における競輪施行の状況は、一昨年の騒擾事件を機といたしまして、監督の強化と関係者の自粛によりまして、きわめて平穏に運営せられておりますが、これがためには、法規上相応の監督規定を設けることがぜひとも必要であることは申すまでもないのであります。

しかるに現行自転車競走法は、以上のような見地からこれを見まするときはきわめて不備と申しますよりも、車券発売の停止等のほかはほとんどこれらの監督規定を欠いているというのが実情であります。

本法案はこれらの点に関する不備を補正するため、所要の改正を行おうとするものであります。その内容のおもなる点といたしましては、次の通りであります。すなわち一、競輪場及び場外車券売場の新設について通商産業大臣の許可を要すること、二、競輪の開催回数について所要の調整を加え得ること、三、未成年者及び競輪運営関係者の車券購入禁止の範囲を拡大したこと、四、競輪場内の秩序の維持並びに競輪施行者及び自転車振興会並びに競輪場所有者に対する監督に関する規定を明確にいたしましたこと、五、国庫納付金に関する規定を整備したこと、六、本法運用に関する通産大臣の諮問機関として競輪運営審議会を設けることとしたこと、七、いわゆるのみみ屋、取次業者等の車券購入にかからざる不正行為の取締りに関する規定を整備したこと、以上の通りであります。これらはいづれも競輪の弊害を防止し、その運営の健全化を期するためきわめて重要な改正と信ずるものであります。

何とぞ充分御審議の上御賛成あらんことを切望する次第であります。

○中村委員 以上をもつて本案に対する提案理由の説明は終了いたしました。本案に対する質疑は次会において行うことといたします。この際暫時休憩いたします。

午後四時七分開議
○中村委員 休憩前に引続き会議を開きます。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案を議題といたします。委員長の手元に本案に対する自由党、改進黨、社会党共同提案にかかる修正案が提出されておりますので、この際提出者より修正案の趣旨説明を求めます。加藤三君。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案に対する修正案

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案に対する修正案

第二條の見出し(定義)を(適用業種の指定及び中小企業者の定義)に、同條第一項中「この法律で指定業種」とは、「を」この法律の適用を受ける業種は、「を」業種のうち、別表に掲げるものをいう。を業種について、左の各号に掲げる事象が生じた場合に、別表において指定するものとす。に改め、同項に次の二号を加える。

一 当該業種に係る製品の価格がその原材料の価格に照して著しく低いため、当該業種に属する事業の経営において相当の損失が生じていること。

二 当該業種に属する事業の経営の不振が相当長期間にわたる虞があり、企業の合理化のみによつてはこれを克服することが困難であり、当該業種に係る産業及び関連産業の存立に重大な影響を及ぼす虞があること。

第二條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三條中「指定業種」を「別表に掲げる業種(以下指定業種」といふ。)に改める。

第十條に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする調整組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第二條第一項各号に掲げる事

態を克服するためその設立が必
要であること。

二 第五條各号の要件を備えてい
ること。

三 第九條の構成要件を備えてい
ること。

四 設立手続及び定款の内容が法
令に違反しないこと。

五 その地区及び構成がその事業
を行うのに適正なものであるこ
と。

第十五條第二号中「前号」を「前三
号」に改め、同号を第四号とし、同
條第一号の次に次の二号を加える。
二 組合員の事業（指定業種に係
るものに限る。）の経営の合理化
に関する指導及びあつ旋

三 組合員に対する生産調整及び
経営合理化のための資金の貸付
並びに組合員のためにするその
借入

第十六條第二号第一号中「当該業
種に係る産業における危機を打開す
るため」を「第二條第一号各号に掲
げる事態を克服するため」に改め、
同項に次の一号を加える。
三 消費者の利益を著しく害する
こと。

第十七條を第十八條とし、以下第
二十一條まで一條ずつ繰り下げ、第
十六條の次に次の一條を加える。
（調整規程の実施の予告）

第十七條 調整組合の組合員たる事
業主は、調整規程の実施の期日の
少くとも十五日前に、その従業員
に対し、当該調整規程の実施につ
いて予告をしなければならない。
但し、緊急やむを得ない場合は、
この限りでない。

第十八條（原第十七條）第一項中
「前條」を「第十六條」に、「命ずるこ
とができる」を「命じなければなら
ない」に、同條第二項中「前條」を
「第十六條」に、「又は当該業種につ
き当該調整組合の需給調整措置を必
要としない事態」を「又は当該調整
規程の内容が同條第二項各号の一に
該当する」に改める。

原第二十二條を第二十四條とし、
以下第三十三條まで二條ずつ繰り下
げ、新第二十二條の次に次の一條を
加える。
（離職従業員の優先雇用）

第二十三條 調整組合の組合員たる
事業主は、調整規程の実施がその
従業員の離職を招来した場合にお
いては、その後の従業員採用につ
いては、当該離職者の希望によ
りその者を優先的に雇い入れるよ
うに努めなければならない。

新第二十六條（原第二十四條）第
一號中「前号」を「前三号」に改め、同号
を第四号とし、同條第一号の次に次
の二号を加える。
二 会員たる調整組合が行う経営
の合理化に関する事業の総合調
整

三 会員たる調整組合及びその組
合員に対する生産調整及び経営
合理化のための資金の貸付並び
に会員たる調整組合及びその組
合員のためにするその借入

新第二十七條（原第二十五條）中
「第十六條から第二十一條まで」を
「第十六條及び第十八條から第二十
二條まで」に、「第二十一條第二項」
を「第二十二條第二項」を改める。
新第二十九條（原第二十七條）の見

出し中「需給調整を」生産数量等の
制限」に、同條第二項中「当該業種
に属する事業を営むすべての者の事
業経営に關し、」を「当該業種に属
する事業の経営に關し、一般的に」
に、「同項の勧告」を「同項の勧告の
内容」に改める。

新第三十條（原第二十八條）を次の
ように改める。
（公正取引委員会との関係）

第三十條 通商産業大臣は、第十條
第一項又は第十三條（第二十七條
においてこれらの規定を準用する
場合を含む。）の認可をしようとし
るときは、あらかじめ、公正取引委
員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十六條第一
項（第二十七條において準用する
場合を含む。）の認可、第十八條第
一項（第二十七條において準用す
る場合を含む。）の命令又は第二十
九條第一項の勧告をしようとする
ときは、あらかじめ、公正取引委員
会の同意を得なければならない。

3 公正取引委員会は、第十六條第
一項（第二十七條において準用す
る場合を含む。）の認可を受けた調
整規程又は総合調整計画の内容が
第十六條第二項各号の一（第二十
七條において準用する場合を含む。）
ときは、通商産業大臣に対し、第
十八條（第二十七條において準用
する場合を含む。）の規定による処
分をすべき旨を請求することがで
きる。

新第三十二條（原第三十條）中
「調整組合又は連合会」を「調整組
合若しくはその組合員又は連合会

若しくはその組合員」に、「その他
調整組合又は連合会がこの法律の
規定に基づいて行う事業について
は、」を「及び第二十九條第一項の
規定による勧告を受けた者が当該
勧告に基づいて行う行為には、」に
改める。

新第三十三條（原第三十一條）第
二項中「三十人」を「五十人」に改
め、同條第三項中「指定業種に属す
る事業を営む者」の下に「指定業
種に属する事業の従業員の利益を
代表する者」を加え、同條第四項
中「並びに審議会の議事及び運営」
を「審議会の組織、議事及び運
営その他審議会に改める。

新第三十四條（原第三十二條）中
「第二十五條を」第二十七條に、
「第二十七條を」第二十九條に、
「第十七條を」第十八條に改め
る。

原第三十三條を第三十六條と
し、以下三條ずつ繰り下げ、新第
三十四條の次に次の一條を加え
る。
（関係都道府県知事の意見の聴
取）

第三十五條 通商産業大臣は、第
十六條第一項又は第十八條第一
項（第二十七條においてこれら
の規定を準用する場合を含む。）
の認可又は命令をしようとする
場合において、当該調整規程又は
総合調整計画の実施が関係都
道府県における産業に著しい影
響を及ぼすと認めるときは、あ
らかじめ、当該都道府県知事の
意見を聞かなければならない。

新第三十七條（原第三十四條）中

「第二十七條」を「第二十九條」に改
める。

新第三十八條（原第三十五條）中
「第二十五條」を「第二十七條」に、
「に違反した者」を「による認可を
受けないう調整規程又は総合調整
計画を実施した調整組合又は連合
会の理事」に改める。

新第三十九條（原第三十六條）中
「第二十九條」を「第三十一條」に改
める。

新第四十條（原第三十七條）中
「第二十五條」を「第二十七條」に改
める。

別表を次のように改める。

別表

一 絹織物又はステールブファ
イパー織物の製造業

二 毛織物の製造業又は染色整
理業

三 絹織物又は人絹織物の製造
業又は染色加工業

四 メリヤス生地又はメリヤス
製品の製造業

五 漁網製造業

六 組ひも、よりひも、幅五イ
ンチ未満の織物又は編レース
の製造業

七 わん糸業

八 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生
綿又はほう帯の製造業

九 マツチ製造業

十 ゴム製品製造業で政令で定
めるもの

十一 陶磁器製造業で政令で定
めるもの

十二 漆器製造業で政令で定め
るもの

○加藤(録)委員 特定中小企業の安定に関する臨時措置法案に關して、本委員会において慎重審議が重ねられましたが、その結果自由党、改進黨、社会党の間に修正案がまとまりましたので、御賛成を願いたいと存じます。以下これを朗読いたします。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案に対する修正案

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案の一部を次のように修正する。

第二條の見出し(定義)を(適用業種の指定及び中小企業者の定義)に、同條第一項中「この法律で「指定業種」とは、「を」この法律の適用を受ける業種は、「を」業種のうち、別表に掲げるものをいう。」「を」業種について、左の各号に掲げる事象が生じた場合に、別表において指定するものとする。」「に改め、同項に次の二号を加える。

- 一 当該業種に係る製品の価格がその原材料の価格に照して著しく低いため、当該業種に属する事業の経営において相当の損失が生じていること。
- 二 当該業種に属する事業の経営の不振が相当長期間にわたる虞があり、企業の合理化のみによつてこれを克服することが困難であり、当該業種に係る産業及び関連産業の存立に重大な影響を及ぼす虞があること。

第二條中第二項を削り、第三項を第二項とする。
第三條中「指定業種」を「別表に掲げる業種(以下「指定業種」という。))」に改める。

第十條に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする調整組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第二條第一項各号に掲げる事象を克服するためその設立が必要であること。

二 第五條各号の要件を備えていること。

三 第九條の構成要件を備えていること。

四 設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

五 その地区及び構成がその事業を行うのに適正なものであること。

第十五條第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、同條第一号の次に次の二号を加える。

- 二 組合員の事業(指定業種に係るものに限る。)の経営の合理化に関する指導及びあつ旋
- 三 組合員に対する生産調整及び経営合理化のための資金の貸付並びに組合員のためにするその借入

第十六條第二項第一号中「当該業種に係る産業における危機を打開するため」を「第二條第一項各号に掲げる事象を克服するため」に改め、同項に次の一号を加える。

- 三 消費者の利益を著しく害すること。

第十七條を第十八條とし、以下第二十一條まで一條ずつ繰り下げ、第十六條の次に次の一條を加える。(調整規程の実施の予告)

第十七條 調整組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施の期日の

少くとも十五日前に、その従業員に対し、当該調整規程の実施について予告をしなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第十八條(原第十七條)第一項中「前條」を「第十六條」に、「命ずること」を「命じなければならない」と改め、同條第二項中「前條」を「第十六條」に、「又は当該業種につき当該調整組合の需給調整措置を必要としない事象」を「又は当該調整規程の内容が同條第二項各号の一に該当する」に改める。

原第二十二條を第二十四條とし、以下第三十二條まで二條ずつ繰り下げ、新第二十二條の次に次の一條を加える。

(離職従業員の優先雇用)
第二十三條 調整組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招いた場合において、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れるように努めなければならない。

新第二十六條(原第二十四條)第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、同條第一号の次に次の二号を加える。

- 二 会員たる調整組合が行う経営の合理化に関する事業の総合調整
- 三 会員たる調整組合及びその組合員に対する生産調整及び経営合理化のための資金の貸付並びに会員たる調整組合及びその組

合員のためにするその借入
新第二十七條(原第二十五條)中「第十六條から第二十一條まで」を「第十六條及び第十八條から第二十二條まで」に、「第二十一條第二項」を「第二十二條第二項」に改める。
新第二十九條(原第二十七條)の見出し中「需給調整」を「生産数量等の制限」に、同條第二項中「当該業種に属する事業を営むすべての者の事業の経営に關し、」を「当該業種に属する事業の経営に關し、」に、「同項の勧告」を「同項の勧告の内容」に改める。
新第三十條(原第二十八條)を次のように改める。
(公正取引委員会との関係)
第三十條 通商産業大臣は、第十條第一項又は第十三條(第二十七條)においてこれらの規定を準用する場合は、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

合員のためにするその借入

新第二十七條(原第二十五條)中「第十六條から第二十一條まで」を「第十六條及び第十八條から第二十二條まで」に、「第二十一條第二項」を「第二十二條第二項」に改める。

新第二十九條(原第二十七條)の見出し中「需給調整」を「生産数量等の制限」に、同條第二項中「当該業種に属する事業を営むすべての者の事業の経営に關し、」を「当該業種に属する事業の経営に關し、」に、「同項の勧告」を「同項の勧告の内容」に改める。

新第三十條(原第二十八條)を次のように改める。
(公正取引委員会との関係)
第三十條 通商産業大臣は、第十條第一項又は第十三條(第二十七條)においてこれらの規定を準用する場合は、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十六條第一項(第二十七條)において準用する場合を含む。の認可、第十八條第一項(第二十七條)において準用する場合を含む。の命令又は第二十九條第一項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

3 公正取引委員会は、第十六條第一項(第二十七條)において準用する場合を含む。の認可を受けた調整規程又は総合調整計画の内容が第十六條第二項各号の一(第二十七條)において準用する場合を含む。

新第三十四條(原第三十二條)中「第二十五條」を「第二十七條」に、「第二十七條」を「第二十九條」に、「第十七條」を「第十八條」に改める。
原第三十三條を第三十六條とし、以下三條ずつ繰り下げ、新第三十四條の次に次の一條を加える。
(関係都道府県知事の意見の聴取)
第三十五條 通商産業大臣は、第十條第一項又は第十八條第一項(第二十七條)においてこれらの規定を準用する場合を含む。の認可又は命令をしようとする場合において、当該調整規程又は総合調整計画の実施が関係都道府県にお

む。に該当するに至つたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第十八條(第二十七條)において準用する場合を含む。の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

新第三十二條(原第三十條)中「調整組合又は連合会」を「調整組合若しくはその組合員又は連合会若しくはその会員」に、「その他調整組合又は連合会がこの法律の規定に基いて行う事業については」を「及び第二十九條第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に基いて行う行為」に改める。

新第三十三條(原第三十一條)第二項中「三十人」を「五十人」に改め、同條第三項中「指定業種に属する事業を営む者」の下に「指定業種に属する事業の従業員の利益を代表する者」を加え、同條第四項中「並びに審議会の議事及び運営」を「審議会の組織、議事及び運営その他審議会」に改める。

新第三十四條(原第三十二條)中「第二十五條」を「第二十七條」に、「第二十七條」を「第二十九條」に、「第十七條」を「第十八條」に改める。

原第三十三條を第三十六條とし、以下三條ずつ繰り下げ、新第三十四條の次に次の一條を加える。

(関係都道府県知事の意見の聴取)
第三十五條 通商産業大臣は、第十條第一項又は第十八條第一項(第二十七條)においてこれらの規定を準用する場合を含む。の認可又は命令をしようとする場合において、当該調整規程又は総合調整計画の実施が関係都道府県にお

ける場合を含む。の認可、第十八條第一項(第二十七條)において準用する場合を含む。の命令又は第二十九條第一項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

る産業に著しい影響を及ぼすと認めるときは、あらかじめ、当該都道府県知事の意見を聞かなければならない。

新第三十七條(原第三十四條)中「第二十七條」を「第二十九條」に改める。

新第三十八條(原第三十五條)中「第二十五條」を「第二十七條」に、「第二十九條」を「第三十一條」に改める。

新第三十九條(原第三十六條)中「第二十九條」を「第三十一條」に改める。

新第四十條(原第三十七條)中「第二十五條」を「第二十七條」に改める。別表を次のように改める。

- 一 綿織物又はステープルファイバー織物の製造業
- 二 手織物の製造業又は染色整理業
- 三 絹織物又は人絹織物の製造業又は染色加工業
- 四 メリヤス生地又はメリヤス製品
- 五 漁網製造業
- 六 組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レースの製造業
- 七 ねん糸業
- 八 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帯の製造業
- 九 マッチ製造業
- 十 ゴム製品製造業で政令で定めるもの
- 十一 陶磁器製造業で政令で定めるもの

るもの
十二 漆器製造業で政令で定めるもの

○中村委員長 これにて修正案の趣旨説明は終了いたしました。

○小金委員長 ただいま自由党、改進黨、社会党から特定中小企業の安定に関する臨時措置法案に対する修正案が提出されましたが、その修正案の別表中の八という項目に、「ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帯の製造業」とありますが、私の承知する範囲におきましては、これはいわゆる衛生材料というものに属し、日本薬局法等の關係から厚生大臣の所管であるように思われます。この法律案によりまして、通産大臣の所管に一応なつておるようでありまして、この別表第八の施行については所管争いなどをしないで、厚生省と十分打合せをなされんことを特に希望いたします。

○松尾(金)政府委員 ただいま小金委員長からのお話の点は、運用の実際においていただいた御注意を十分体しまして措置いたすつもりであります。

○小金委員 もう一つ、別表第一に「綿織物又はステープルファイバー織物の製造業」というのがありますが、わが国の中小企業の一つとしてタオルの製造業があります。これが含まれるやいなやは、相当タオル業者に影響があるやに承知いたしております。これも別表第一の綿織物の製造業というこの項目を解釈するに際して、業界の表情を把握して、万道漏なきよう措置

せられることを希望いたします。

○中村委員長 討論はこれを省略いたします。ただちに採決に入るに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なければ討論はこれを省略いたします。ただちに採決に入ります。まず修正案に賛成の方の御起立をお願いします。

○中村委員長 起立多数、よつてたまたまの修正案は可決いたしました。次にたまたまの修正部分を除いた原案に賛成の方の御起立をお願いします。

○中村委員長 起立多数、よつて本案はたまたまの修正案の通り修正議決いたしました。

この際本案に關し山手満男君より発言を求められておりますので、これを許します。山手委員。

○山手委員 ただいま議決されました特定中小企業の安定に関する臨時措置法案に附帯をいたしまして、自由党、改進黨及び日本社会党三党で、特定中小企業の安定に関する臨時措置法附帯決議案を提出をし、御賛同を得て可決をしていただきたいと思ひます。まず案文を朗読いたします。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法附帯決議

この法律案は中小企業安定の一助として有効なるも、なお万全とは申し難い。よつて政府はその運営に遺憾なきを期するため本法施行に當つて次の各項につき格段の留意を拂うべきである。

一、生産数量に関する勧告及び命令を発する場合に通商産業大臣は特

に慎重を期し、いやしくもわが国の輸出産業に悪影響を及ぼすことなきよう処置しなければならぬ。

二、生産調整措置により零細企業がその意に反して経営を維持すること困難なるがごとき事態を副次作用として生ぜしめないよう留意をしなければならぬ。

三、生産調整によつて生ずることあるべき損失に關しては有効適切な補償の道を講じなければならぬ。

四、調整命令が効力を有する期間に限り、指定業種に属する事業の新相開業についてはこれを抑制するため、適当な方法を講ずること。

五、調整組合または連合会が、この法律に基いて生産調整を行うために必要な資金を借入れれる場合に、政府は、予算の範囲内において、年五分を限度として当該資金の借入れにかかわる利子をその融資期間に対し補給すること。

右決議する。

以上であります。この特定中小企業安定に関する臨時措置法は、そのねらつておりますところは中小企業のためにならねばならず、このためであるが、諸般の事情から、必ずしもこの法律で中小企業が十分その目的を達して、安定をして行くとも考えられませんが、これは運用そのほかにおいて、通産大臣が関係各方面と協議の上、本附帯決議の趣旨に基いて善処し、中小企業の真の安定をはかり得るよう努力されんことを希望する次第であります。

なお本決議案は本会議に上程をし、

さらに通産大臣からも明白なる信念を答弁していただきたいと思ひます。以上提案を申し上げます。

○中村委員長 ただいまの附帯決議に賛成の方の御起立をお願いします。

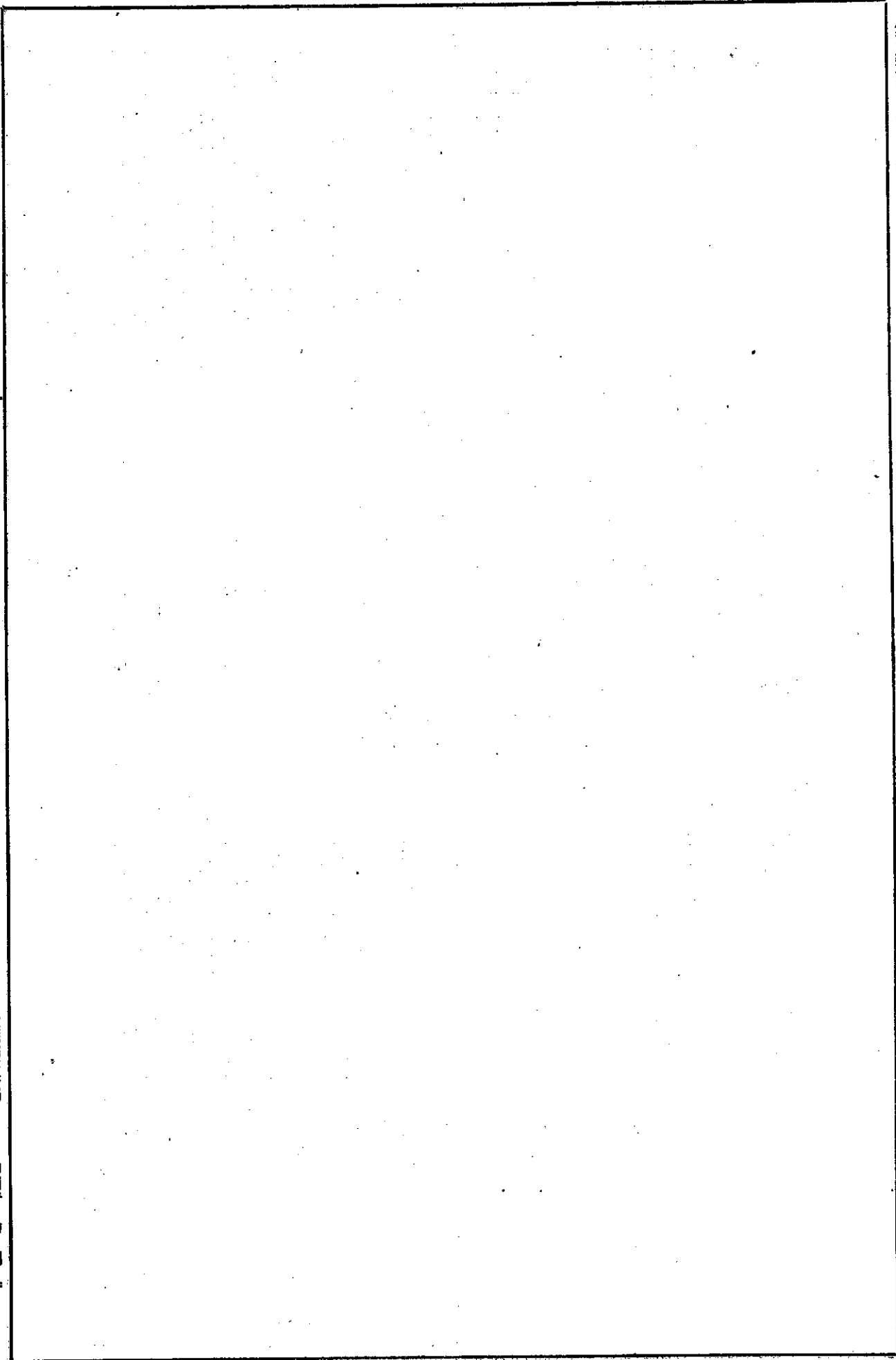
○中村委員長 起立多数、よつて本附帯決議は決定いたしました。なお本修正案の字句の整理があります場合には、委員長に御一任をお願いします。

この際お語りいたします。ただいま議決いたしました議案に關する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認めました。よつて本日はこの程度にいたし次回は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会

〔参照〕
特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(南好雄君外二十二名提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕



昭和二十七年六月十九日印刷

昭和二十七年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所